

# 公益社団法人 日本近代五種協会

## 専門委員会 規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会(以下、協会という)、定款第39条に基づき以下の専門委員会の運営細則を定める。

(専門委員会)

第2条 専門委員会は、近代五種部門を下記の通りとする。

委員会名
専門委員会
1) 総務委員会
2) 財務委員会
3) 選手等選考委員会
4) 指導者育成委員会
5) 競技力強化委員会
6) 競技運営委員会
7) 審判委員会
8) 普及・広報委員会
9) 医科学委員会
10) アンチ・ドーピング委員会
11) 国際委員会
12) 近代3種委員会
13) 倫理委員会
14) 環境委員会
15) アスリート委員会
16) 役員候補者選考委員会

(特別委員会)

第3条 専門委員会に以下の条件の委員会を設け、特別委員会とする。

- 1) 委員会存在の期間があらかじめ決められた委員会
  - 2) 特別に重要な事項を処理する委員会
  - 3) その他、理事会において必要と認められ、総会の議決を経た委員会
2. 協会に以下の特別委員会を設ける。
- 1) オリンピック招致対策特別委員会
  - 2) 調査委員会

(委員長、副委員長及び委員の選出)

第4条 各専門委員会の委員長及び副委員長、並びに委員は以下の方法により選出する。

- 1) 委員長は、会長が指名し、理事会の議決により任命する。
- 2) 副委員長は、必要に応じて委員の中から委員長が推薦し、理事会の議決により、会長が任命する。
- 3) 専門委員会委員は、会員の中から推薦し、理事会の議決により、会長が任命する。

(各委員会の運営)

第5条 各委員会の運営については別に定める。

(会 議)

第6条 委員長会議は、専務理事が必要と認めた場合に招集する。

2. 委員長会議の議長は専務理事が行う。

3. 委員長会議の議決は出席者の3分の2以上をもって決する。但し、当該委員長が出席できないときは、当該委員会委員が代理人としてその議決権を行使することができる。

4. 委員長会議の議決事項は、必要に応じて理事会に議案として提出する。

付 則 本規則は、平成13年9月29日より施行する。

2. 本規則は、平成13年11月28日より改正して施行する。

3. 本規則に平成14年7月22日から第3条第2項第4号を追加して施行する。

4. 本規則の第3条第2項第1号を平成14年11月25日をもって廃止する。

5. 本規則の第3条第2項第2号を平成15年3月24日をもって廃止する。

6. 本規則は、平成24年4月1日団体名を変更する。

7. 本規則は、平成25年4月1日第2条を改正して施行する。

8. 本規則は、令和元年10月5日第2条を改正して施行する。

9. 本規則は、令和3年12月18日第2条を改正して施行する。

10. 本規則は、令和4年6月4日第2条を改正して施行する。